

**2021年日中成人スポーツ交流 実施要項（案）**  
 ＝スポーツ庁国庫補助事業＝

**1. 目的**

日本と中国の両国政府は、日中国交正常化 35 周年を記念し、2007 年を「日中文化・スポーツ交流年」とした。これを契機として、両国における生涯スポーツに親しむ成人を対象としたスポーツ交流を実施することにより、日中両国の親善と友好をさらに深めると共に、両国のスポーツ振興を図る。

**2. 交流方式**

日中両国の団員が互いの国を訪問し、様々な交流を行う相互交流方式。

**3. 主催**

公益財団法人日本スポーツ協会

**4. 共催（予定）**

公益財団法人熊本県スポーツ協会、公益財団法人日本テニス協会、  
 公益財団法人日本バスケットボール協会、公益財団法人日本卓球協会  
 公益財団法人日本バドミントン協会

**5. 後援（予定）**

**6. 実施競技・人数**

4 競技／日中両国選手団共通（競技別の人数構成は以下のとおり）

競技	テニス	バスケットボール	卓球	バドミントン	本部 役員	合計
成人(男子)	6	12	6	6	—	<b>30</b>
成人(女子)	6	—	6	6	—	<b>18</b>
指導者	2	2	2	2	—	<b>8</b>
本部役員	—	—	—	—	5	<b>5</b>
<b>合計</b>	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>5</b>	<b>61</b>

**7. 交流内容**

**【派遣交流】**

(1) 期間 調整中 5 日間

(2) 日本選手団：61 名

1) 選手：48 名

① 2021 年 4 月 1 日現在、派遣実施都道府県内で活動する選手（実施競技団体に所属する者など）で、派遣実施都道府県体育・スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

② 交流期間中の各種活動への参加に支障がなく、国際交流において日本選手団としてふさわしい態度・行動をとることができる者

③ 成人男女（30～65 歳）

2) 指導者：8 名

① 派遣実施都道府県内で活動する指導者（実施競技団体に所属する者など）で、派遣実施都道府県体育・スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

② 交流期間中の各種活動への参加に支障がなく、国際交流において日本選手団としてふさわしい態度・行動をとることができる者

③ 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を有する者が望ましい。

④ 成人男女（30～65 歳）

3) 本部役員：5 名

① 日本スポーツ協会が認める者

② 受入実施都道府県体育・スポーツ協会が推薦し、日本スポーツ協会が認める者

(3) 会場 中国

(4) 経費

1) 参加負担金：一人 1 万円（予定）

- 2) 以下の経費は日本スポーツ協会が負担する。
  - ・指定集合・離散場所と国内利用空港（宿舎）間の交通費
  - ・前泊・後泊の必要性が生じた際の宿泊費・食事経費
  - ・渡航費
  - ・海外旅行保険の加入に係る経費
  - ・日本選手団ユニフォーム作成費（競技用ユニフォームは各自手配すること）など交流にかかる経費
- 2) 以下の経費は中華全国体育総会が負担する。
  - ・日本選手団の中国滞在に係る宿泊・食事・国内移動等の経費
- 3) 以下の経費は参加者が負担する
  - ・自宅から派遣実施都道府県体育・スポーツ協会が定める集合場所、または自宅から日本スポーツ協会が指定する駅までの移動に係る経費
  - ・パスポートの取得に関する経費
  - ・個人に係る諸経費（電話代、ルームサービス代等）

## 【受入交流】

(1) 期間 調整中 5日間

(2) 中国選手団：61名

- 1) 選手：48名（30～65歳）
- 2) 指導者：8名
- 3) 本部役員：5名

(3) 日本選手団：61名

- 1) 選手：48名  
※参加資格については、派遣交流の項に記載の内容と同一とする
- 2) 指導者：8名  
※参加資格については、派遣交流の項に記載の内容と同一とする
- 3) 本部役員：5名  
※参加資格については、派遣交流の項に記載の内容と同一とする

(4) 会場 日本 熊本県

(5) 経費

- 1) 以下の経費は日本スポーツ協会が負担する。  
なお、交流の実施に係る基本的業務は、日本スポーツ協会から受入交流実施都道府県体育・スポーツ協会に委託し、経費処理の要項は別に定める。
  - ・中国選手団の宿泊費・食事経費
  - ・中国選手団の公式プログラム中の移動経費
  - ・文化探訪等施設入場料等
  - ・各種レセプション・関係会議開催経費
  - ・競技会の運営・使用に係る経費
  - ・その他交流の実施に係り日本スポーツ協会が認めた経費
- 2) 以下の経費は参加者が負担する
  - ・自宅から受入実施都道府県体育・スポーツ協会が定める集合場所、または自宅から日本スポーツ協会が指定する駅までの移動に係る経費
  - ・個人に係る諸経費（電話代、ルームサービス代等）